

アジア拠点化促進施策について

平成23年8月
経済産業省

「日本のアジア拠点化」をめぐるこれまでの経緯

<平成22年6月18日閣議決定> 「新成長戦略」内「アジア展開における国家戦略プロジェクト」から抜粋:

…日本を「アジア拠点」として復活させるため、高度人材等雇用への貢献度等と連動したアジア本社・研究開発拠点等の誘致・集積を促す税制措置を含むインセンティブ制度について、2011年度からの実施を目指して検討する。

加えて、日本の事業環境の魅力を向上させるためのヒト・モノ・カネの流れを円滑化する制度改革等を盛り込んだ「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム(仮称)」を2010年末を目途に策定する。

…一部省略…

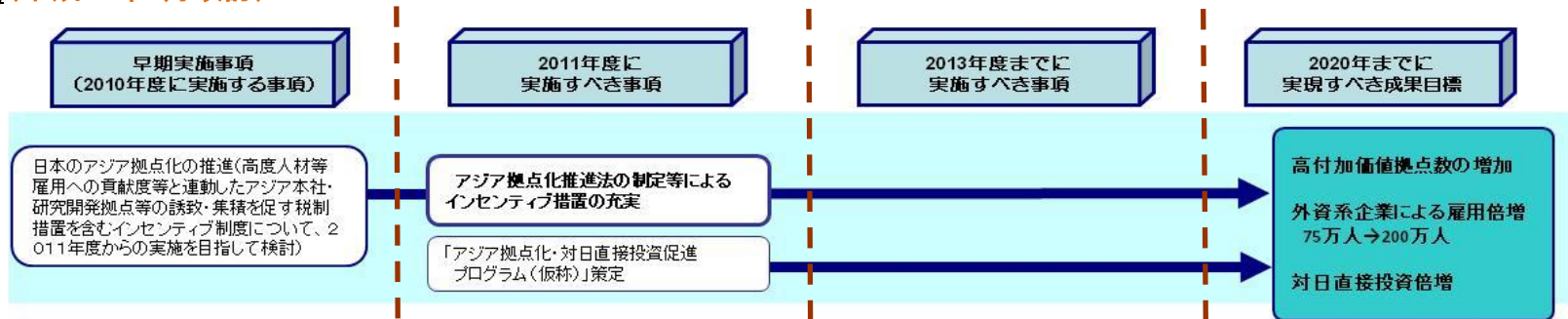
これにより、日本に立地する企業の競争力を向上させ、雇用増につなげる。また、高付加価値型外資企業の立地促進等により外資企業による雇用倍増を実現し、対内直接投資を倍増させる。



<平成23年8月5日閣議決定> 「日本再生のための戦略にむけて」内「空洞化防止・海外市場開拓」から抜粋:

…日本に高付加価値拠点を呼び込むため「アジア拠点化推進法」の制定や外国企業向けの事業環境整備等の施策を取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム(仮称)」を年内に策定し、これを推進する。

工程表(平成23年8月改訂)



<東日本大震災からの復興の基本方針>

5 復興施策

(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり

③世界に開かれた復興

(ii)…。また、被災地を始め我が国に対する外国からの投資を促進するとともに、国際的企業の研究開発拠点やアジア本社機能の設置を促進するため、国際的に魅力的な投資環境を整備する。

<平成23年7月29日 東日本大震災復興対策本部決定>

アジア拠点化施策の全体像

○グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の誘致に向け、法律に基づく認定企業に対する課税の特例措置や立地補助金等のインセンティブ措置を講じる他、総合特区制度との連携や横断的取組の実施、「アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム(仮称)」の策定等による総合的な取組を強力に推進。

誘致に向けたインセンティブ

(1) アジア拠点化推進法案(仮称)

○主務大臣の認定を受けたグローバル企業が国内で新たに行う研究開発事業及び統括事業に対し以下の措置を講ずる。

- ①法人税特例(認定企業につき**5年間、20%**所得控除)
- ②所得税特例(親会社(外国企業)が付与する**ストックオプション**に対する**課税の特例**)
- ③外国為替及び外国貿易法の特例(**投資手続の短縮**)
- ④特許料等の特例(特許料・審査請求料を**半額**に)
- ⑤中小企業投資育成会社法の特例(資本金が3億円を超える中小企業も支援対象に)

※運用面での**在留資格の審査の迅速化**

※認定企業が行う手続を政府・JETROが**ワンストップ**で支援。

※本法の申請は**英語**でも可能。

(2) 立地補助金

○経済効果が特に大きい拠点立地に係る初期投資を支援

○グローバル企業の経営層に**直接働きかけ**を行い、有望案件の発掘や呼び込みを実現する。

(3) 総合特区制度

○国際戦略総合特区において**規制の特例措置、税制(法人税等の措置)、財政・金融上の支援措置**等を総合的かつ集中的に講じる。

○アジア拠点化施策との連携により、特区における**グローバル企業の立地が一層促進**される。

連携

横断的取組

○**ポイント制**(職歴や実績等に優れた外国人に対する出入国管理上の優遇措置)

○企業の立地や投資の障壁を除去し、企業の負担を軽減するため「**企業立地促進総合プラン**」を推進(1月24日公表)

○「事前照会に対する文書回答制度」の**改善**、外国企業の役員所得への**二重課税リスクを排除**(平成23年度税制改正)

○クロスボーダーの金銭の貸借取引に係る**外為法上の報告義務の軽減**(省令改正)

○企業誘致に際しての**ソフト支援の強化・充実**(誘致体制強化、ワンストップサービス、現地訪問・視察機会の提供、提携マッチング等)

◇平成23年中に、事業環境整備のための総合的な「**アジア拠点化・対日直接投資促進プログラム(仮称)**」を策定
例) ・外国人の生活環境整備 ・行政の英語化 等

(1) アジア拠点化推進法案(仮称)

○グローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の我が国への呼び込みを促すため、主務大臣の認定を受けたグローバル企業に対し、法人税負担軽減や特許料軽減等のインセンティブ措置を講じる。

法人税

○認定企業につき5年間、20%所得控除
(これにより、約8%の実行税率引下げを実現)

個人所得税

○外国企業(親会社)が認定企業の取締役等に付与した新株予約権をストック・オプション税制の対象(譲渡時まで課税繰延)

特許料

○認定研究開発事業者の特許料等を減免

外為法

○対内直接投資等に関する届出の法定不作為期間を短縮
(30日→2週間)

資金調達

○中小企業投資育成株式会社による株式引受け(中小企業者のうち、資本金の額が3億円を超える株式会社も対象)

入国手続

○運用面で、認定企業に就労予定の外国人の在留資格の審査を迅速化(通常1ヶ月の審査期間が10日程度に)

(2) アジア拠点化立地推進事業費補助金

○グローバル企業の日本への拠点立地を後押しするため、事業環境整備に加え、立地補助金を準備。

「23年度アジア拠点化立地推進事業費補助金」の制度設計

<詳細は公募要領を参照のこと>

対象事業者

以下の要件をすべて満たす民間事業者等

① **日本国内の法人格**を有すること。

② **2以上の国**において**グループ会社**が実態のある事業を営んでいる法人であること。

(注)外国法人(日本にある支店を含む。)は、この公募による採択決定後、交付申請時まで国内法人格を有すること。

対象事業

以下の要件をすべて満たすもの

① **統括拠点※1**又は**研究開発拠点※2**を整備する事業**※3**であること。

② 補助事業によって整備された拠点において、申請した業務を**3年以上継続**すること。

③ 投資計画について、**「平成23年度一般会計歳入歳出概算」の閣議決定(2010年12月24日)以前に对外発表していないこと。**

(※1)被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係る業務(事業の遂行上欠くことのできないもの(営業・販売・マーケティング、経営企画、財務・金融、人事・人材育成、研究開発、生産管理、物流、法務等)とする。)であって、**2以上の被統括会社(2以上の国であること。)**に対して一括して行うための施設を整備する事業

(※2)技術革新の進展に即応した高度な産業技術の研究から応用開発、試作、製品試験等による産業化等の研究開発を行うために必要な施設を整備する事業

(※3)国内に既にある拠点の移転・集約は対象外

補助率

① 補助率 : **中小企業(注) 1/2以内**、**中小企業以外 1/3以内**

② 上限額 : **10億円**

(注)発行済株式総数の2分の1以上が、大企業の所有に属している法人等は中小企業には該当しない。(その他中小企業の定義については、公募要領を参照のこと。)

対象経費

① 調査設計費 (建築、改修又は設備導入等に必要な調査費・設計費)

② 施設工事費等 (施設(一体的に整備される設備を含む。)の購入、建築又は改修に要する経費)

③ 設備費等 (設備機械装置・ソフトウェアの購入又はリース及び据付け等に必要な経費)

④ 施設賃借料

(注1)原則として、撤去費(既存建物解体費、既存設備の撤去費)、外構工事費及び施設本体に直接関係のない施設工事費等は補助対象とはならない。また、上記①から④の経費につき、補助対象事業に直接的かつ専用的に使用する施設・設備等を補助対象とする。

(注2)設備費等のリース料金及び施設賃借料については、公募要領に定める事業実施期間中に要する費用とする。

事務局

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) 対日投資部 対日投資課

(参考) 平成22年アジア拠点化立地推進事業 採択事業一覧

○22年度において公募を行い、IT、医薬品、次世代太陽電池など幅広い成長分野の研究開発拠点を整備する5事業を採択決定

採択件数: 5件

No	事業者名	本社国籍	整備する拠点	分野
1	株式会社セールスフォース・ドットコム	米国	研究開発拠点	ITサービス
2	ザイダスファーマ株式会社	インド	研究開発拠点	医薬品
3	ダイソル・ジャパン株式会社	オーストラリア	研究開発拠点	次世代太陽電池
4	ユーロコプタージャパンT&E株式会社	フランス	研究開発拠点	特殊用途ヘリコプター
5	Dou Yee International Private Limited	シンガポール	研究開発拠点	液晶ディスプレイ

※50音順

(3) 総合特区制度

- 「国際戦略総合特区」において規制の特例や税制・財政・金融上の支援措置等を総合的かつ集中的に講じる。
- アジア拠点化施策との連携により、特区におけるグローバル企業の立地が一層促進される。

「総合特区制度」の創設

「新成長戦略 ～「元気な日本」復活のシナリオ～」(H22.6.18閣議決定)

地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。

新成長戦略の「21の国家戦略プロジェクト」として総合特区制度の創設を位置付け

規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施

2つのパターンの「総合特区」により、
拠点形成による国際競争力等の向上、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る

